経済財政政策部局の動き

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置について

内閣官房令和５年経済対策給付金等事業企画室
鈴木 千晶

はじめに

令和5年10月26日の政府与党政策懇談会[1]にて岸田総理から指示があり、令和6年度税制改正と併せ成案を得た「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」。

本稿では、主に、定額減税と住民税非課税世帯への支援の間におられる方への対応や、デジタルを用いた先駆的な給付の取組について簡潔に紹介することとしたい。

定額減税と住民税非課税世帯への支援の間におられる方への対応

定額減税と住民税非課税世帯への支援の間におられる方への支援については、昨年秋に策定された総合経済対策に盛り込まれ、当室は、その企画・立案を行った（図表の【3】～【6】）。概要は下記のとおりである。

【3】住民税均等割のみ課税世帯への給付金

令和5年度分の個人住民税非課税世帯（個人住民税均等割非課税世帯）以外の世帯であり、個人住民税所得割が課されていない方のみで構成される世帯に対し、10万円／世帯が給付される。なお、政府として、こうした世帯に着目した給付を行うのは、今回が初めてである。

【4】低所得の子育て世帯への「子ども加算」

【2】と【3】部分の給付の加算として、当該世帯の18歳以下の児童1人当たりにつき5万円が給付される。

【5】新たに非課税等となる世帯への給付金

令和6年度分の個人住民税において、新たに個人住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯（令和5年度に上記給付の対象となった世帯を除く。）に、10万円／世帯が給付される[2]。

【6】定額減税しきれないと見込まれる方への給付金

納税者本人と扶養親族（配偶者含む）の数から算定される定額減税可能額が、定額減税前の所得税額・個人住民税額を上回っており、定額減税しきれないと見込まれる場合は、定額減税しきれない差額を1万円単位に切り上げて支給する。このように、「減税」と組み合わせて行われる給付も今回が初めてである。

図表　施策の全体像

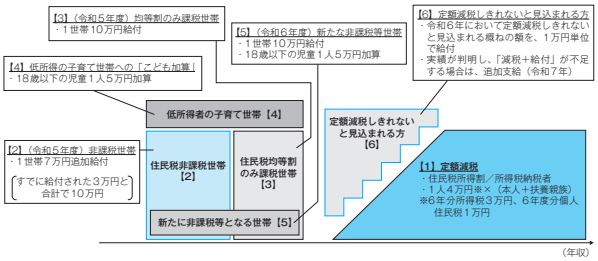

（資料）内閣官房新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置HP[3]抜粋

デジタルを用いた給付

自治体における給付事務の実施にあたっては、迅速な給付と事務負担の軽減を図るため、「ファストパス」と「スーパーファストパス」というデジタルの積極的な活用を推奨してきた。

従来は、自治体が支給対象者を抽出後、対象者に郵送で申請書類を送り、返送された申請書を受け取ってから、審査等を行い給付が行われていた。

一方で、「ファストパス」は、対象者への通知は郵送で行うものの、申請手続において自治体のオンラインシステム等を活用し、簡易・迅速な給付を実現するものである。そして、更に先進的な自治体においては「スーパーファストパス」が導入されている。「スーパーファストパス」とは、自分が支給対象とわかっている住民の方が、自治体からの郵送による通知を待たず自らオンラインで申請して給付を受けることができる仕組みであり、導入している自治体の中には、従来の方法に比べて給付までにかかる期間が3週間程度短縮された例もある。

おわりに

本稿では、一体措置の給付部分の制度やデジタルを用いた給付について解説した。企画・立案にあたっては、各方面の方々にご協力いただいたところ、感謝申し上げたい。また、今回の制度設計が今後の給付行政に生かされることを期待して、結びとしたい。

鈴木 千晶（すずき ちあき）

1　首相官邸HP「政府与党政策懇談会」https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202310/26yoto_kondankai.html
2　当該世帯において18歳以下の児童がいる場合は、【4】が給付される。
3　内閣官房HP「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html